

【住所】について

【住所】として認定できるものは、下記の二種類です。

- ☆ 住居表示に関する法律に基づく住居表示が実施されている地域
「街区符号及び住居番号」

(例) 佐伯市〇〇町△△番△△号

- ☆ その他の地域(住居表示を実施していない地域)
「土地の地番」

(例) 佐伯市〇〇大字〇〇〇 △△△△番地

市民の方が一般的に使っている「〇〇区〇〇班」につきまして、〇〇区は一定の地域の範囲を示すものであり、班は数軒あるいは数十軒で構成されているものです。よって生活の本拠地(特定できる場所)をさすものでなく、正式な住所としては不適當なものとなります。

なお、「〇〇区〇〇班」という表記は通称名であり、一般市民の方が使用することについて使用制限があるわけではありませんが、「住所」を書類等に記載する際は、正式な表記を記載するようにしてください。

お問い合わせ

佐伯市役所市民課市民係

電話 0972-22-3111(内線 188・189)